

「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した

日本語教育事業委託要項

平成20年4月21日
文化庁次長決定
平成21年2月27日
平成24年4月17日
平成27年12月8日
平成28年2月5日
平成29年12月12日
令和3年1月26日
令和3年11月15日
令和5年1月12日
令和6年1月12日
一部改正

1 趣旨

本事業は、日本国内の各地域に在住する外国人等（以下、「生活者としての外国人」という。）が、生活していく上で必要な日本語能力を身に付けるための地域における日本語教育（以下、地域日本語教育という。）において、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ」（以下、「特定のニーズ」という。）に対応した先進的な取組を創出し、普及することを目的とする。このうち、委託業務については、本要項の定めるところにより実施する。

2 委託業務の内容

文化庁は、以下の業務を委託して実施することができる。

(1) 地域日本語教育実践プログラム

「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に対応した日本語教育に関して知見を有する団体（NPO法人等）が、各団体の特徴や長所を生かして行う、「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得、及び他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及する業務。

3 業務の委託先

文化庁は、上記1の趣旨で述べた目的を実現するため、以下の団体（以下「実施団体」という。）に業務を委託する。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、次に掲げる要件の全てを満たしている団体

ア 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。

イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。

- ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
- ただし、地方公共団体及び総務省認定地域国際化協会を除くこととする。

4 応募制限期間等

本事業については、以下の応募制限期間等を設ける。

- (1) 虚偽の申請や報告による委託費の不正な受給、委託費の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 本事業以外の文化庁及び他機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)から(2)に準じて取り扱う。

5 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

6 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

7 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（「人件費」、「事業費、(諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費、消費税相当額)」、「一般管理費」、「再委託費」）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定め違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

9 業務完了（廃止）の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したとき又は廃止したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

10 委託費の額の確定

(1) 文化庁は、上記9により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

11 その他

(1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(2) 文化庁は、業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、調査及び現地調査を行うことができる。

(4) 実施団体は、業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項で定める事項のほか、業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。

(6) 令和6年1月12日一部改正は、令和6年度事業より適用するものとする。